

北九州市監査公表第12号

令和8年7月29日

北九州市監査委員	中野正信
同	梅田久和
同	鷹木研一郎
同	大久保無我

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査
- 2 措置を講じた局等
市長公室
港湾空港局
- 3 監査の期間
令和7年7月4日から令和8年1月29日まで
- 4 監査公表の時期
令和8年2月20日（令和8年監査公表第2号）

5 監査の結果に基づく措置の状況

(1) 市長公室

監 査 の 結 果	措 置 状 況
ア 支出事務 (ア) <u>支出事務について</u> (広報戦略課) 広報戦略課が令和6年度に国外に事業所が所在する受注者と締結した「海外テレビ番組等を活用した北九州市のプロモーション業務」の委託契約書において、役務の提供が国外及び国内で行われるものの、役務の提供が行われる場所が明らかにされていないため、国内において行われたと判定される役務の提供とはならず、課税の対象には該当しないにもかかわらず、消費税及び地方消費税を含む額を契約額として記載し、業務の履行後、支払っていた。 消費税及び地方消費税の課税の対象は、消費税法、消費税法施行令及び消費税基本通達に規定されている。 事業所が所在する国の関連法令に留意しつつ、適正な事務処理をされたい。	監査指摘後、直ちに各種専門家の見解を確認した。最終的に、税務署の見解や監査からの指摘を踏まえて不課税と判断し、相手方に返還請求を行っている。 今後、同様の事例が生じないように、国外企業との契約を行う際には、契約書・仕様書において、役務提供地が国内か国外か、併せて、消費税の課税・非課税区分を明確にするようマニュアル（リスク評価シート及び引継書）に追記した。 また、課内全職員に対して、通知した。 《室全体の対応について》 令和8年3月31日、室内全職員に対して、マニュアルの回覧を通じて事例の共有を行い、適正な事務執行の徹底を図った。

(2) 港湾空港局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
ア 財産管理事務 (ア) <u>公有財産管理事務について</u> (港営課) 港営課が所管する門司区地蔵面地区の海岸保全施設に放置された自動車について、令和6年度に海岸管理者の監督処分として除却措置を自ら行ったが、相当の期限を定めて当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは海岸管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならないところ、これを行っていなかった。 また、当該自動車の所有者、占有者その他当該自動車について権原を有する者に対し当該自動車を返還するための公示についても行っていないかった。 海岸法保全区域内における違反行為については、海岸法及び海岸法施行令において海岸の保全上の障害を予防するための監督処分並びに監督処分を行った場合の公示事項、公示の方法及びその手続き等について規定されている。 適正な事務処理をされたい。	今回の指摘を踏まえて、令和6年度に海岸管理者の監督処分として除却措置を行った放置自動車を、権原を有する者に対し当該自動車を返還するための公示を行うため、国土交通省令（海岸法施行規則第5条の2）で定める様式により、「保管した他の施設等一覧簿」を当該海岸管理者の事務所に配備し、当該放置自動車の情報を記載した。 また、今後、手続きの瑕疵が起きないように事務処理を明確化するため、市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例事務取扱要綱（港湾版）を、海岸法を根拠として策定した。 港営課では多くの市有施設を管理しており、取り扱う事務也多岐にわたる。今回の事案を踏まえ、手続きの瑕疵が起こらないよう、令和8年3月26日、27日の事務改善会議において、指摘事項について説明し、改めて注意喚起を行った。 《局全体の対応について》 令和8年3月9日に実施した港湾空港局幹部会において、今回の指摘事項について説明し、各課においても適正

監 査 の 結 果	措 置 状 況
	に事務処理を行うよう周知した。